



都営住宅申込の優遇

● 家族向住宅（抽せん方式）

抽せんで当せんされた方を入居資格審査対象者とし、さらに入居資格審査に合格した方が使用予定者となります。当せん確率が高くなる優遇抽せんがうけられます。

■対象

申込者又は同居親族が次のいずれかに該当するとき。

- ①身体障害者手帳又は原爆被爆者健康手帳を持っている方
- ②愛の手帳1～4度又は精神障害者保健福祉手帳1～3級を持っている方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）
- ③戦傷病者手帳を持っている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方

- ④東京都難病患者等に係る医療費の助成を受けている又は対象となる疾病の患者であることが診断書で確認できる方（詳細については、問合先で確認してください）
- ⑤公害病認定患者

■申込資格

所得による制限などがありますので、募集時の募集案内で確認してください。

■申込方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで募集案内をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送又はオンラインによりお申込みください。

■問合先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎03-3498-8894
テレホンサービス ☎03-6418-5571
（音声アナウンスによるご案内）

● 家族向住宅（ポイント方式）

住宅状況申告書に記載された項目（現在住んでいる住宅の広さ、家賃、設備等）により住宅困窮度を判定し、その困窮度の高い方から順に申込地区の募集戸数分の方を入居資格審査対象者とし、さらに入居資格審査に合格した方が、使用予定者となります。（都内に継続して3年以上居住している方に限ります。）

■対象

申込者又は同居親族が、都営住宅入居資格のある方で、次のいずれかに該当するとき。

- ①身体障害者手帳1～4級の方
- ②愛の手帳1～3度の方
- ③戦傷病者手帳を持っている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同

程度と判定された方を含む。）

■申込資格

所得による制限などがありますので、募集時の募集案内で確認してください。

■申込方法

募集期間中に区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで募集案内をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送又はオンラインによりお申込みください。

■問合先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎03-3498-8894
テレホンサービス ☎03-6418-5571
（音声アナウンスによるご案内）

※区営住宅申込の優遇についてはP143を参照してください。





住まい

● 車いす使用者世帯向住宅

ポイント方式

■対象

都営住宅申込資格があり、申込者又は同居親族に車いすを使用している方がいて、下記のすべてにあてはまる方。

- ①身体障害者手帳1・2級の方又は戦傷病者手帳を持っている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方。
- ②住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いすの使用を証明する書類を提出できる方、又は入居資格審査のときに車いす使用者本人が来社することで車いす使用を証明できる方。

※ただし、車いす使用者は満6歳以上で都内居住者に限ります。

■申込方法

募集期間中に区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで用紙をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送又はオンラインによりお申込みください。

■問合先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎03-3498-8894
テレホンサービス ☎03-6418-5571
（音声アナウンスによるご案内）

● 単身者向住宅

抽せん方式

■対象

都内に継続して3年以上居住し、次のいずれかに該当するとき。他にも所得制限等があります。

- ①身体障害者手帳1～4級の方
- ②精神障害者保健福祉手帳1～3級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）
- ③愛の手帳1～4度の方

■申込方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで用紙をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送又はオンラインによりお申込みください。

■問合先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎03-3498-8894
テレホンサービス ☎03-6418-5571
（音声アナウンスによるご案内）

● 単身者用車いす使用者向住宅

抽せん方式

■対象

都内に継続して3年以上居住している車いす使用者で、次のすべてにあてはまる方。他にも所得制限等があります。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級・2級の方又は戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方
- ②住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いすの使用を証明する書類を提出できる方、又は入居資格審査のときに本人が来社することで車いす使用を証明できる方。

■申込方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで用紙をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送又はオンラインによりお申込みください。

■問合先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎03-3498-8894
テレホンサービス ☎03-6418-5571
（音声アナウンスによるご案内）

※ 都営住宅の募集地区の中には、バリアフリー仕様の住宅があります。住居内の移動に車いすを使用しない方等は、バリアフリー仕様の住宅へのお申込みをご検討いただくなど、申込みされる方の身体状況に合わせて、選んでお申込みをしてください。

募集期間中は、オンラインでもお申込みができます。

●都営住宅入居者募集サイトポータルページ





区営住宅申込の優遇

次の優遇資格に該当する方は、当せん率が「一般」の3倍になります。(ただし、生活保護受給世帯を除く。)

■対象

申込者本人又は同居親族のうち1人が、次のいずれかに当てはまること。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者
- ②知的障がい者（愛の手帳の場合、総合判定で1度～3度）
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～2級の障がい者（障害年金の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）

- ④戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者
- ⑤原爆被爆者健康手帳の交付を受けている原爆被爆者

■申込資格

収入による制限などがありますので、募集時の申込みのしおりで確認してください。

■申込方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所で用紙をもらい、同封の申込書を郵送してください。

■問合先

大田区住宅管理センター
☎03-3730-7325
FAX 03-3736-5900

都営住宅・区営住宅使用料の減額・減免

障がい者及び一定の難病患者がいる世帯等で、世帯の所得が一定以下の場合、家賃が減額される場合があります。詳細は各窓口にお問い合わせください。

■窓口

①都営住宅

東京都住宅供給公社 お客さまセンター
☎0570-03-0071

左記番号がご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方は

☎03-6279-2652

②区営住宅

大田区住宅管理センター
☎03-3730-7325
FAX 03-3736-5900

UR都市機構の優遇制度等

①UR都市機構「新築UR賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇

身体・知的障がい者の方がいる世帯が抽選を伴う新築UR賃貸住宅に申し込む際、当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。

■対象

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障がいがある方
- (2) 愛の手帳（療育手帳）又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方。児童相談所、知的障害者更生相談所又は精神科医等から、重度の知的障がい又はこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方

■窓口

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部
住宅経営部 営業開発課
☎03-5323-3560
FAX 03-5323-3534

②高齢者等向け特別設備改善住宅（先着順による受付）

UR賃貸住宅のうち、高齢者及び障がい者の方向けに浴室の段差の緩和や設備を改善、そして緊急時にボタンひとつで通報できる連絡通報用装置の設置等を行った賃貸住宅です。

■窓口

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部
☎03-3347-4375
定休日 なし（年末年始除く）
ホームページ





住まい

住宅改造相談・助成

身体障害者手帳の交付を受けた重度障がい者（児）等の方に、住宅改造の相談及び助成をしています。

	種目	改修内容	助成限度額	対象者
原則、改修は1回のみ（含む介護保険）	小規模住宅改修	① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他上記の改修に付帯して必要となる改修	200,000 円	学齢児以上 65 歳未満で、 ① 下肢又は体幹に係る障がいの程度が 3 級以上の方 ただし、特殊便器への取替えについては上肢障がい 2 級以上の方 ② 視覚に係る障がいの程度が 2 級以上の方 ③ 内部障がいの有する方で補装具として車いすの交付を受けている方（介護保険の車いすを貸与されている方を除く。） ④ 難病等患者で、下肢又は体幹機能に障がいがあり医師の意見書から区長が認める方
	中規模住宅改修	① 小規模住宅改修において助成の対象となる工事で、小規模住宅改修の助成を受けてなお費用が不足する工事 ② 小規模住宅改修による助成とならない改造工事	641,000 円	学齢児以上 65 歳未満で、 ① 下肢、体幹又は視覚に係る障がいの程度が 2 級以上の方 ② 内部障がいの有する方で補装具として車いすの交付を受けている方
	屋内移動設備※		機器本体及び付属機器 979,000 円 設置費 353,000 円	65 歳未満で、 ① 上肢、下肢又は体幹機能のいずれかの障がいの程度が 1 級（階段昇降機については 1・2 級）の方で、かつ、歩行ができない状態の方 ② 内部障がいの有する方で補装具として車いすの交付を受けている方

（注 1）40 歳から 65 歳未満の方で、介護保険の同種のサービス（住宅改修費支給）が受けられる方は介護保険が優先されます。

（注 2）助成は一世帯あたり各種目一回とし、中規模住宅改修は小規模住宅改修と同時に申請が必要です。

（注 3）65 歳以上の方は、介護保険による住宅改修の対象となります。

※ 屋内移動設備のうち、新築工事と併せて実施する階段昇降機設置については建築確認申請書（副本）及び建築確認済証が必要です。確認申請についての問い合わせ先は、建築審査課設備審査担当（☎ 03 - 5744 - 1391）です。

※※この制度を利用した場合に、住宅リフォーム助成の対象となることがあります。詳しくは建築調整課住宅・空家相談窓口（☎ 03 - 5744 - 1343）までお問い合わせください。

■費用 世帯の所得に応じて自己負担があります。

■窓口 改造を行う前に手帳を持って各地域庁舎の地域福祉課へ（表紙、P28）

（令和8年4月1日現在）

世帯階層区分				利用者負担額	備 考
A		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯		0円	
B		市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）非課税世帯		1,100円	
C 1	所得税 非課税 世帯	市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）		2,250円	
C 2		市町村民税所得割課税世帯		2,900円	
D 1	所得 税 課 税 世 帯	前年分所得税 2,400円以下		3,450円	
D 2		// 2,401円以上 4,800円以下		3,800円	
D 3		// 4,801円以上 8,400円以下		4,250円	
D 4		// 8,401円以上 12,000円以下		4,700円	
D 5		// 12,001円以上 16,200円以下		5,500円	
D 6		// 16,201円以上 21,000円以下		6,250円	
D 7		// 21,001円以上 46,000円以下		8,100円	
D 8		// 46,001円以上 60,000円以下		9,350円	
D 9		// 60,001円以上 78,000円以下		11,550円	
D10		// 78,001円以上 100,500円以下		13,750円	
D11		// 100,501円以上 190,000円以下		17,850円	
D12		// 190,001円以上 299,500円以下		22,000円	
D13		// 299,501円以上 831,900円以下		26,150円	

① D18階層までは、利用者が世帯主又はその世帯における最多収入者であるときは、この表に掲げる利用者負担額の 2 分の 1。
② 当該年度の特別区民税又は市町村民税が明らかでないときは、前年度分の特別区民税又は市町村民税によります。
③ D階層に該当する世帯で、当該所得税の課税される年において特別減税が実施された場合には、減税前の税額をもって階層区分とします。





世帯階層区分		利用者負担額	備 考
D14	// 831,901円以上1,467,000円以下	40,350円	
D15	// 1,467,001円以上1,632,000円以下	42,500円	
D16	// 1,632,001円以上2,302,900円以下	51,450円	
D17	// 2,302,901円以上3,117,000円以下	61,250円	
D18	// 3,117,001円以上4,173,000円以下	71,900円	
D19	// 4,173,001円以上	全 額	

木造住宅耐震改修工事助成

対象の方が居住している木造住宅の耐震改修工事費用の一部を助成します。

■対象

以下①～④のいずれかに該当する方が平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅（2階以下）に居住していること。

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④介護保険の要介護・要支援認定を受けている方

■助成額

350万円（限度額）

■手続

工事契約前に申請が必要です。契約前に必ずご相談ください。

■窓口

防災まちづくり課耐震改修担当

☎03-5744-1349

FAX 03-5744-1526

住宅リフォーム助成

居住している住宅をリフォームする方に、工事費用の一部を助成します。工事前に事前申込（仮申請）の手続きが必要です。

■対象

- ①総工事費用10万円以上（税抜）であること。
- ②区内に本社がある中小事業者が施工すること。
- ③令和8年1月1日時点から工事対象住宅に継続して居住していること。（子育て世帯は例外あり。）

④次のいずれかに該当する方

- (1) 工事を行う個人住宅の所有者
- (2) 集合住宅の管理組合の理事長（共用部分のアスベスト除去工事及びマンションの宅配ボックス、共用部照明のLED化工事の場合のみ）
- (3) 工事を行う個人住宅の賃借人（住まいの質の向上工事の場合のみ）

⑤区が定める助成対象に該当する工事であること。

詳細は下記窓口へお問い合わせください。

■窓口

住宅・空家相談窓口

☎03-5744-1343

FAX 03-5744-1558





住宅確保支援事業

■対象

- ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）のいる世帯であること。（ただし、右記事業のうち②～④の助成事業については、要件あり）
- ②区内に1年以上居住していること。
- ③前年の所得が以下の基準額の範囲内であること。（右記事業内容のうち②～④の助成事業のみ）

所得基準額

前年所得額	
扶養親族等0人のとき	1人増すごと
2,568,000 円以下	左欄の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

■内容

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している世帯に対して、住宅探しを支援します。

- ①協力不動産店リストの提供
- ②賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成
- ③保証会社利用時に真に緊急連絡先がない場合、緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ④緊急通報サービスの紹介及び利用料の一部助成

■窓口

住宅・空家相談窓口

☎03-5744-1343

FAX 03-5744-1558

転居一時金助成

■対象

- ①身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する者（障害者年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）のいる世帯であること。
- ②区内の民間賃貸住宅に3年以上居住していること（火災等の非常事態の場合は除く）
- ③区内の民間賃貸住宅へ転居すること。
- ④前年の所得が以下の基準額の範囲内であること。

所得基準額

前年所得額	
扶養親族等0人のとき	1人増すごと
2,568,000 円以下	左欄の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

■内容

区内の民間賃貸住宅に3年以上居住し、取壊し等のために転居を余儀なくされた世帯に対して、転居を伴う賃貸借契約時に要した費用の一部を助成します。事前の申請が必要です。

①次のいずれかに該当すること

- ・現住居の取壊しにより、立退きを要求されている
- ・家主の都合による契約更新拒否で立退きを要求されている
- ・現住居の築年数がおおむね30年以上経過しており、かつ専用トイレ又は専用台所がない等の住宅に居住している
- ・現住居が火災等の非常事態のために、居住することが困難であると認められる
- ・高齢者世帯のうち、主たる生計維持者の死亡により、世帯の所得が著しく減少したことにより現住居より低額な家賃の民間住宅へ1年以内に転居する単身高齢者

②上記事由に該当する場合でも、家主等が転居のための費用を負担する場合は助成の対象となりません。

〔区からの助成〕

助成金の対象及び金額	限度額
礼金・仲介手数料・権利金の実費分	100,000 円

■窓口

住宅・空家相談窓口

☎03-5744-1343

FAX 03-5744-1558

